



2018/02/23

「働き方」施行1年延期 厚労省検討 大企業残業規制除き

日経新聞

厚生労働省は今国会に提出する予定の働き方改革関連法案を巡り、大企業の残業時間の上限規制を除くほぼ全ての制度の施行時期を当初予定から1年遅らせる方向で検討に入った。制度により異なるが、施行時期は最短2020年4月とする。同省の裁量労働制調査に不備が発覚し、先送りを余儀なくされた格好だ。

(関連記事総合2、政治面に)

加藤勝信厚生労働相は21日、安倍晋三首相に施行延期を含めた自民党内の議論を報告した。

同法案は残業時間の上限規制や「同一労働同一賃金」、裁量労働制の対象業務拡大、成果で賃金を決める「脱時間給制度」の創設が柱だ。厚労省は原則19年4月の施行をめざしていた。ただ中小企業は残業規制を20年4月、同一賃金を21年4月とし、同一賃金は大企業も20年4月とした。

今回は有給休暇の付与義務付けや、退社から入社まで一定時間を確保する「勤務間インターバル」の努力義務、産業医の権限強化といった制度の新設・変更なども含め、施行を1年遅らせる。大企業の残業規制だけ19年4月とする。同省は施行延期について「企業の準備期間に配慮した」としている。

一方、立憲民主党など野党6党は21日、法案の提出見送りを求める方針を確認した。